【規程番号　行法Ⅵ－003】

確定拠出年金規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子短期大学、神戸女子大学並びに幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園（以下、「学園」という。）の教職員及び契約職員（フルタイム）の選択給の支給及び確定拠出年金制度に関する事項を定める。

（適用範囲）

第２条　この規程は、厚生年金保険の被保険者のうち学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則並びに学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則（以下、「就業規則」という。）第２条第１項に定める教職員及び学校法人行吉学園契約職員就業規則（以下、「契約職員就業規則」という。）第２条に定める契約職員（フルタイム）に対して適用する。

２　この規程は、契約職員就業規則第２条に定める契約職員（パートタイム）には適用しない。

（確定拠出年金制度）

第３条　学園は、別に定めるＳＭＢＣ･銀泉総合型確定拠出年金企業型年金規約（以下「ＤＣ規約」という。）に基づき確定拠出年金制度（以下「ＤＣ制度」という。）を運営する。

（選択給）

第４条　学園は、教職員及び契約職員（フルタイム）となった日の属する月から退職日の属する月までの各月について選択給を支給する。

２　選択給の額は、40,000 円 とする。

３　選択給の支給にあたっては、就業規則、契約職員就業規則並びに行吉学園給与規程、契約職員給与等支給内規に規定する減額もしくは日割計算の取扱いを準用し、減額もしくは日割等の計算を行う。

４　前項の計算で得られた額が 1,000 円未満となる場合の選択給の額は 1,000 円とする。

（選択給の支給停止）

第５条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる期間（無給となる期間に限る。）については、選択給の支給は行わない。

（1）行吉学園育児休業等規程第５条に定める育児休業の期間
（2）行吉学園育児休業等規程第 10 条に定める出生時育児休業の期間
（3）行吉学園介護休業等規程第５条に定める介護休業の期間

２　前項に定める期間は、月によるものとし、月次の給与が支給されない月の開始した月から終了する月までとする。

（選択給の支給方法の選択及び選択掛金）

第６条　教職員及び契約職員（フルタイム）は、この規程の対象となった時に選択給の支給方法として０円から選択給の範囲内でＤＣ制度へ拠出する額（以下「選択掛金」という。）を 1,000 円単位で選択するものとし、学園は当該選択掛金の額と選択給の額との差を当月の給与支給時に併せて支給する。

２　前項の選択において０円以外を選択した者はＤＣ制度の加入者(以下｢加入者｣という。)となるものとする。なお、加入者となった者は、０円に変更することはできない。

３　第１項の規定により選択した選択掛金の額は、６月末までに学園の定める方法で本人が申し出ることにより７月分の掛金(８月に拠出)から変更できるものとする。

４　前三項の規定にかかわらず、加入者が第４条第３項に該当した場合は、当該月の選択掛金を 1,000 円とし、当該減額した額から 1,000 円を控除した額を当月の給与支給時に併せて支給する。なお、同項に該当しなくなった場合は、該当前に選択していた選択掛金の額を適用する。

5　第３項にかかわらず、加入者またはその家族、その他親族の災害、重疾病等による生活状況の著しい変化が生じた場合には、変更を希望する拠出月の前月末までに本人が申し出ることにより選択掛金の額を変更することができる。

（ＤＣ制度への掛金拠出）

第７条　学園は、選択掛金にＤＣ規約に定める口座管理手数料を加えた額をＤＣ制度の掛金として、当月分を翌月末日までに拠出する。

2　前項の規定にかかわらず、第５条に規定する選択給の支給停止に該当する月にあっては、ＤＣ制度への掛金の拠出は行わない。

（退職時及び資格喪失時における選択掛金の取扱い）

第８条　加入者が退職もしくは資格喪失する場合の選択掛金は、次の各号に掲げる場合ごとに定める方法により支給するものとする。

（1）70 歳に達した場合

70 歳に達した日（誕生日の前日）の属する月以降分の選択掛金は、ＤＣ制度への掛金として拠出せず、当月の給与支給時に併せて支給する。

（2）70 歳に達する前に退職した場合

ア　加入者が月の末日以外に退職する場合

退職日の属する月分の選択掛金は、前条第 1 項に規定するＤＣ制度への掛金として拠出せず、退職時の給与に併せて支給する。

イ　加入者が月の末日に退職する場合（70 歳に達したことによる資格喪失を除く）

退職日の属する月分の選択掛金は、前条第 1 項に規定するＤＣ制度への掛金として拠出する。

（3）ＤＣ規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより、加入者の資格を喪失する場合（70 歳に達したことによる資格喪失を除く）

選択掛金の当月分を当月の給与支給時に併せて支給する。

（その他の事項）

第９条　ＤＣ制度に関するその他の事項については、ＤＣ規約または法令の定めによるものとする。

附　則

（施行日）

第１条　この規程は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。

（施行日前日に在籍する教職員及び契約職員（フルタイム）に関する経過措置）

第２条　本則第４条及び第６条の規定にかかわらず、この規程の施行日前から在籍する教職員及び契約職員（フルタイム）でこの規程施行後も引き続き勤務する者の選択給の支給は、この規程の施行日の属する月から行うものとし、選択掛金の額の選択は、この規程の施行日の属する月に行うものとする。

（ＤＣ規約施行月の資格喪失）

第３条　この規程の施行により加入者となった者がＤＣ規約の施行日の属する月に資格喪失した場合の選択給については当月の給与支給時に併せて支給するものとする。

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。